

自治基本条例等検討委員会議録（第1回）

1 日時 平成21年7月17日（金） 午後2時～4時

2 場所 板橋区役所本庁舎11階 第四委員会室

3 出席者

（1）自治基本条例等検討委員会委員（敬称略）

西尾隆、原田晃樹、吉川宏、原田曠暉、佐々木としたか、松岡しげゆき、
佐藤としのぶ、松崎いたる、松村良子、若菜美智子、安井賢光

（欠席）鈴木孝雄

（2）区側出席者

区長（諮問後退席）、政策経営部長、総務部長、区議会事務局長、
政策企画課長事務取扱政策経営部参事、政策企画担当係長、その他事務局職員

4 内容

（1）開会・委員委嘱

（2）区長あいさつ

（3）委員紹介

（4）会長選出・あいさつ

（5）会長代理選出・あいさつ

（6）諮問

（7）自治基本条例について（講演）

（8）検討委員会の運営と今後の進め方について

（9）今後のスケジュールについて

（10）参加と協働のまちづくりを進めていくための条例等について

（11）閉会

5 会議録

（1）開会・委員委嘱

政策企画課長 ただ今から、第1回自治基本条例等検討会を開催させていただきます。それでは、早速ではございますが、自治基本条例等検討会委員の皆様方に、区長から委嘱状の伝達を始めさせていただきます。

委嘱状伝達

（2）区長あいさつ

区長 皆様、こんにちは。今日はお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、本委員会の委員をお引き受けいただきまして、大変感謝を申し上げます。

さて、平成17年10月に板橋区議会の議決によりまして定められました板橋区基本構想、そして基本構想を実現するために区が策定いたしました基本計画におきましても、区民と行政との協働関係の形成に向けまして、区民参画の機会の充実、あるいは開かれた区政の推進、協働によるまちづくりの推進と協働の仕組みづくりなどに取り

組むことが求められているところであります。

また、私のマニフェストにも示してございます「3つのナンバーワン」、「10のいたばし力UP」の実現に向けまして、平成20年1月に「いたばし 1 実現プラン」を策定したところでございますが、その「10のいたばし力UP」の一つに「自治力UP」がございまして。その中には、行政のみならず、地域社会で活動されておられる区民、あるいは団体、事業者、NPO、ボランティアなど、すべての主体が、自分たちのまちは自分たちでつくるという気概を持ちながら、力を合わせて身近な課題を解決する自治力を高めていきますというような目標が示されております。

現在、板橋区におきましては自治力UPを目指しながら様々な取り組みをしているところでございますが、その代表的なものを、二つ紹介させていただきたいと思っております。

一つ目が、地方自治制度研究会の設置でございます。地方自治制度改革、東京都と特別区のあり方などの検討が進む中で、大都市東京に位置します身近な政府としての板橋区のあり方について、平成21年度から23年度までの間、地方自治や財政の専門家などの学識経験者の方々に研究をしていただいているところでございます。

もう一つが、「自治力UP」推進協議会に始まる取り組みでございます。この協議会につきましては、平成19年11月に設置いたしまして、新しい協働の仕組みを実現するための方策につきまして2年間にわたり検討を重ねていただき、板橋区は本年1月に報告書の提出を受けております。この報告書の中におきましては、さらに参加と協働を進める観点から、条例の制定につきましても区民や区議会など幅広い参加による十分な検討が望ましいというご提言をいただいているところでもあります。

このような状況の中で、板橋区の特徴が一層生かされてまいりますように、区民の参加と協働のまちづくりがさらに進展をしていくための条例等の必要性と方向性につきまして、皆様方のお力添えをいただきながら、またご意見を賜りながら、良いご提言をいただければと考えてございます。

皆様方にはお忙しいとは思いますが、目標の達成に向けまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 委員紹介

政策企画課長 それでは、委員にご就任いただきました皆様を改めてご紹介したいと思います。資料1の委員名簿をご覧くださいと思います。初めに、国際基督教大学教養学部長の西尾隆委員でございます。

西尾委員 西尾隆でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は三鷹に住んでおりまして、三鷹のまちづくりについて、比較的長い間かかわってまいりました。元々生まれは広島なんですけれども、もう生活している時間は三鷹の方が長くなって、ふるさとでございます。

板橋区とは特別接点がなく、何かないだろうかと探ってみたんですけれども、いろいろものづくりの区であるということを知りました。三鷹も、あまり知られていないんですけれども、富士重工、昔、中島飛行機というのがあって、それから東京天文台があることも関係しているんでしょうけれども、光学機器とか、いろんなものづく

りの名残があります。そういうところも接点じゃないかと思いますが、何かのご縁だと思しますので、皆さんとこの区を良くしていくことに協力させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

政策企画課長　　続きまして、立教大学コミュニティ福祉学部准教授、原田晃樹委員でございます。

原田（晃）委員　　原田です。よろしくお願いいたします。

私は西尾先生と同様で行政学、大きく言えば政治学が専攻でございまして、10年ぐらい前まで三重県の大学におりまして、それで三重の県内の市町村であるとか、それからこの近くでありますと豊島区とか、それから越谷市の自治基本条例の制定をお手伝いさせていただきました。やっていく中で、皆さんと協議しながらコンセプトをつくっていくことの大事さというのを学びました。

まだ板橋区とは私も接点がありませんけれども、これを機会に、例えば学生のインターンシップであるとか、いろんな調査研究なんかにご協力いただけると、勉強させていただけるとありがたいなというように思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

政策企画課長　　続きまして、板橋区町会連合会会長、鈴木孝雄委員でございますが、本日は所用によりご欠席ということでございます。

続きまして、社団法人板橋産業連合会会長、吉川宏委員でございます。

吉川委員　　吉川でございます。

私ども板橋産業連合会とって、板橋の製造業を中心にした、各地域のグループを束ねているという会でございます。

私自身は、この任に就いて1年半ちょっとなんですけれども、非常に、新聞等で報道されているような製造業の悲哀を、今、味わっているところでございます。

私個人としては、板橋区の小豆沢というところに住んでいますし、2年ほど前までそこに生産工場もあったんですけれども、今は地方へ移転させてしまったというような点がございます。

それと、最近の事例としましては、周辺のコンビニが2軒も撤退というか廃業しちゃって、非常に町自体が暗くなってきているという現象があります。そういうような点から、またこの会で勉強させてもらいたいと思います。

政策企画課長　　続きまして、板橋区商店街連合会会長、原田曠暉委員でございます。

原田（曠）委員　　原田でございます。よろしくお願いいたします。

今、産連の会長が言われましたように、商店街の方も、非常に少子高齢化という中で、これから自治の問題については、安心・安全等を含めまして大変大事な時代に入ったなと、こう思っておりますので、そういう中に加えていただいたことを非常に厚く御礼申し上げます。

今後とも勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

政策企画課長　　続きまして、板橋区議会自由民主党議員団、佐々木としたか委員でございます。

佐々木委員　　佐々木としたかでございます。よろしくお願いいたします。

自治基本条例を制定するかどうかを検討するという部分も含めての検討委員会ということで、区長さんの方から案内をいただいておりますが、実際、この自治基本条例が、果たして53万区民のためにどういうふうにその役割を果たしていけるのか。私たちは、ここの場所で決めて、53万区民にこうしてほしい、ああしてほしいということを決めていく、そういう立場ではありませんので、区民の皆さんがどういうことを考えて、将来の板橋をどういうふうに持っていくのか、そのために自治基本条例が必要であるという気持ちが湧いてきませんと、私は立派な基本条例はできないと思いますので、そういう意味では、できるだけ多く区民のご意見を聞きながら、この板橋に必要な分野での基本条例をつくっていく、そういうことが大事ではないかなと思っておりますので、そういうところも心に置きながら、この検討委員会を進めていきたいなと、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

政策企画課長　　続きまして、板橋区議会公明党、松岡しげゆき委員でございます。

松岡委員　　松岡しげゆきでございます。よろしくお願いいたします。

自治基本条例に関しましては、行政側の主体による設定と、あとは議会が主体となっていく自治基本条例というものもいろいろありまして、私どもも以前に、飯田市だとか北上市だとかいろいろなところに行行政視察をさせていただきましたが、今後は23区の例も模範としながら勉強させていただいて、本当に区民のための条例が必要なのか、どういうことが必要なのかということもしっかりと勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

政策企画課長　　続きまして、民主党・市民クラブ、佐藤としのぶ委員でございます。

佐藤委員　　佐藤としのぶでございます。どうぞよろしく申し上げます。

住民参加とか協働ということが言われている昨今で、もちろんそれはやっていかなければいけない大事な課題だと思っております。ただ押しつけるだけじゃなくて、やっぱり住民と行政がウィン・ウィンの関係になれるような、そういうような土台をつくっていくことができればなと思っておりますので、またいろいろと研究させていただければと思います。よろしく申し上げます。

政策企画課長　　続きまして、日本共産党板橋区議会議員団、松崎いたる委員でございます。

松崎委員　　共産党の松崎です。

自治ということで、私はこの会議で、そもそも自治とは何ぞやと、団体自治、住民自治、そういったものはどういうものなのかということも含めて審議ができるように、条例をつくるということだけが目的ではなしに、条例そのものも必要なのかどうかも含めて、自治のあり方というものが深められればなというふうに思っております。

政策企画課長　　続きまして、区民公募委員でございます。松村良子委員でございます。

松村委員　　初めまして、松村でございます。よろしくお願いいたします。

私は、今回のこのメンバーに入れていただきまして、やはり自治基本条例というのが、区民の目に見える条例になってほしいなと思っております。まず、必要か否かということから考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

そして、私の活動の経緯ですけれども、やはり小さい単位で、私は熊野地区でしたので、熊野ニュースの編集委員やいろいろ町会のことをやらせていただき、青少年委員などもやり、あと、人権擁護委員を4期やらせていただきました。

その中でいろいろ勉強したものは、ご相談者、区民の立場に立って考えていかなければいけないというところが、やはり一番、今までの勉強の振り返りを見ますと、私のもとになっていると思います。

そして、ここ2年ほど、私は板橋区の子育て支援の養成講座を受講しました。その中で、やはり養成講座を受講したメンバーの中から自然発生的なグループができております。そして、その子育て養成講座を受けたメンバーが、やはり区民の中に自然発生的にお手伝いができていくことがいいことではないかなと思ひ、今いろいろメンバーで無償ボランティアというところできいろいろなことをやりながら活動し、あと、自分たちのスキルアップもやっております。月2回ずつ活動しておりますが、また今回このメンバーに入れていただき、勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

政策企画課長　　続きまして、同じく区民公募委員でございます。若菜美智子委員でございます。

若菜委員　　若菜でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、板橋区に住み続けてもう60年余りになります。ですから、戦後の板橋区の変遷の歴史を目の当たりにしながら暮らしてきたのかなというふうに思っております。

それで、最近、10年余りになるんですけれども、板橋区に在住する外国人に対して日本語を教えるボランティア活動を行っております。また、先ほどもお話が出ましたけれども、「自治力UP」推進協議会のメンバーに加わらせていただきまして、大変視野を広げさせていただくとともに、住民自治の大切さが少しわかったような気がしております。

こうした地域での暮らしと経験を踏まえながら、皆様とともに勉強させていただいて、区民が本当に板橋区に住み続けて良かったと思え、また、これから検討を始める基本条例が区民の誇りと思えるような内容になっていけたらいいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

政策企画課長　　板橋区副区長、安井賢光委員でございます。

安井委員　　唯一、行政側の委員として入らせていただきました安井と申します。

具体的にこの自治基本条例のご検討をいただける時期がやっと来たということでございますので、よろしく皆様にはご議論いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(4) 会長選出・あいさつ

政策企画課長　　続きまして、本委員会の会長の選出をお願いしたいと存じますが、会長の選出につきましては、自治基本条例等検討会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、委員の皆様方の互選によるものとされております。どなたか会長のご推薦をいただければありがたいと思ひます。

- 西尾委員を推薦するとの意見あり -

政策企画課長　ただ今、西尾委員を推薦するとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

異議がないということで、それでは西尾委員を会長に決定させていただきたいと思っております。それでは、西尾会長にごあいさつをお願いしたいと思います。

西尾会長　区民でもない私が、大変僭越な思いに襲われてはおるんですけども、ご指名ですので、皆様のご協力を得ながらこの会を運営して、有意義な検討の会にしていきたいと思っております。不慣れなものでございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

（５）会長代理選出・あいさつ

政策企画課長　続きまして、会長代理ですけれども、自治基本条例等検討委員会要綱第５条第４項では、会長が職務を代理する委員を指名することになっております。会長からご指名をいただきたいと思っております。

西尾会長　越谷市とか豊島区などで自治基本条例の検討に加わっておられるということで、いろいろなお知恵もお持ちだろうと思っておりますので、原田晃樹委員にお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

-（異議なし）-

政策企画課長　それでは、原田晃樹委員に会長代理をお願いしたいと存じます。早速でございますが、原田会長代理、ごあいさつをお願いしたいと思います。

原田会長代理　私も隣の豊島区に住んでいまして、板橋区民ではないのですが、いろいろ私も勉強させていただきながら、より望ましい自治基本条例のあり方を皆さんと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（６）諮問

政策企画課長　それでは、続きまして坂本区長から、本委員会の西尾会長に諮問をさせていただきます。

坂本区長　自治基本条例等検討委員会設置要綱第２条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。平成21年7月17日、板橋区長、坂本健。

諮問事項。参加と協働のまちづくりをさらに進めていくための条例等の必要性と方向性について。

趣旨。平成17年10月に区議会の議決により定められた「板橋区基本構想」は、区民と区との協働を一層進めていくための共通の目標となるものであります。

その基本構想の根底を貫く三つの基本理念の一つであります「まちづくりへの参画」では、区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進めていくことが謳われております。

また、基本構想を実現するために区が策定した基本計画におきましても、区民と行政との協働関係の形成に向けて、区民参画の機会の拡充、開かれた区政の推進、協働によるまちづくりの推進と協働の仕組みづくりなどに取り組むことが求められており

ます。

このような中で、区民の参加と協働のまちづくりをさらに進めていくための条例等の必要性と方向性について、貴会のご意見を伺います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西尾会長 力いっぱいやりたいと思います。

坂本区長 お世話になります。皆様、よろしくお願いいたします。

政策企画課長 大変申しわけございませんが、坂本区長はこの後、急な所用ができたということでございますので、ここで退席させていただきます。

- 区長退席 -

(7) 自治基本条例について(講演)

政策企画課長 次に、諮問書にありましたとおり、参加と協働のまちづくりをこれから進めていくための条例等の必要性と方向性につきまして検討をしていただきますが、その前に、代表的な条例でございます自治基本条例につきまして、皆様方にご理解、共通認識を持っていただくということで、会長に講演をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

西尾会長 それでは、よろしいでしょうか。

自治基本条例制定の意義というレジュメに沿って、この制度のイロハのようなことをお話しさせていただきたいと思っております。初歩的すぎるという部分もあるかもしれませんが、基本的な理解を進めるという意味で、よろしくお願いいたします。

三つの項目からお話しします。自治基本条例というのはどんな制度か。それから、自治基本条例の意義・目的は何か、何のための基本条例なのか。3番目に、三鷹での自治基本条例、2006年から施行されているんですけども、その場合は、だれがどういう形でこの条例制定に関与してきたのか。こういう三つの観点から、かいつまんでお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、自治基本条例というのはどんな制度か。

この制度のことを私が最初に聞いたのは、1998年ごろだと思います。そして、当時世の中には自治基本条例というものがないんですね。こういうものをつくったらどうかということ、研究者の中で言っている人がいました。

歴史的には、美濃市が、平成9年に「まちづくり理念条例」というのをつくったのが最初ではないかなと思います。しかし、これはあまり知られていなくて、一般的には、2001年4月に施行された二セコ町の「まちづくり基本条例」というのが、自治基本条例的なものの最初ではないかなというふうに理解されてきた。これを機に、こういう基本条例がはやってきたといえますか、知られてきたと思っております。

これらを総称して、「自治基本条例」とか「自治体基本条例」というふうに呼んでおりましたけれども、最初にこの「自治基本条例」という名前を使ったのは杉並区ではないかなと思います。それは平成15年、2003年にできておりますけれども、それ以外には本当に名前が多様でして、「市政運営基本条例」とか、「市民参加条例」とか、「行政基本条例」、「市民参加推進条例」、狛江市では「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」とか、高知市では「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条

例)、埼玉の入間市では「元気な入間まちづくり条例」とか、市でも大体「まちづくり」という言葉を使いますが、村の場合は関川村というのが「村づくり基本条例」というのをつくっておりますし、富良野市は「情報共有と市民参加のルール条例」とか、私は広島出身ですが、ちょっとその山間部の三次というところでは「まち・ゆめ基本条例」等々たくさんあります。多治見市は、市長さんとも何度かお会いしたりしたことがあります、そこは「市政基本条例」という名前を使っています。

名前はもう本当に多様です。いろんな名前をつけていいのではないかなというふうに思います。現在までに、議会の基本条例というものは除いて、まちづくり関係、まちづくりとか協働、自治基本条例関係で180余りが制定されているというふうに思います。

これは何か、どんな制度かということですが、まず第一に、これは自治体、英語で言うと、ローカルガバメントというのは「地方政府」というふうに訳せますけれども、地方の政府の基本法ということになりますね。基本法は最高規範というふうに言えるだろうと思います。国の場合は憲法です、国際社会では、政府としてそんなに強力なものはありませんが、例えば国連については国連憲章というものが相当するかと思います。

最高規範というのは、絶対唯一、最高のものと言えるかということ、やっぱり地域レベル、それから国レベル、国際レベルで、いろんな意味で調整もあるだろうと思います。例えば、今、自治基本条例に触れましたけれども、首長の多選の制限なんかを書くと、これは国の憲法に反するのではないかという議論もあります。しかし、私は自治基本条例でそういう多選禁止とか、禁止が強すぎれば多選を制限する、3期までとかするということを書けば、決定的に対立すれば問題ですけれども、それがその自治体の最高規範として有効になるというふうに思います。

基本条例は本当に多様なんですけれども、多くの場合、これは前文を持っておりまして、自治の原理について、参加であるとか協働などについて、わかりやすい文章で記述されている。これも、一つの自治基本条例の特色だろうと思います。その中で、いろいろ個性を示し得るのではないかと思います。まちの、その地域の川とか、地理的な特色などを書き込むこともあるだろうと思います。歴史とか文化についての記述をすることもあるだろうと思います。

それから、すべてではないんですが、三鷹などがやっていることとして、市民とか、板橋の場合は区民ということになりますが、あるいは市とか、市長とか区長等とか、事業者等、それから参画・協働等についての概念を明確にする、定義する。しなくてもいいんですが、することが多いと思います。

市民と言うときには、在勤・在学を含むかどうかというふうなことが問題で、多くの場合、これを含んだりしております。三鷹の場合も、いろいろ議論した結果、そういうふうにいたしました。計画づくりをするときに、市民が参加するというときに、例えば学生が参加したいということがあられるわけですね。そうすると、歳は高校生ではどうなのかとか、在住だけでなくもいいのか、在勤もいいのかというふうなことを議論するうちに、その参加をする主体としては広く考えようというふうなことになる。そういうことを、この条例に反映させます。

協働というのは、実はどう定義をするかはなかなか難しく、これは書かないこともむしろ多いのではないかなと思います。ただ、書かなくても、ほかの条文などからその内容ということがある程度明確になることもありますし、憲法は地方自治とは何かというのは書いてないんですね。日本国憲法第8章92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、これを定める、という書き方をしていますけれども、特に地方自治とは何か、本旨とは何かということは一言も書いてないんですねけれども、しかし、逆にそのことでいろいろ自由な解釈を生むということが必ずしもマイナスではないわけですね。

それから、自治基本条例の中身の多くは手続的な規定が多いですね。政策の具体的な内容については、あまり言及しません。これが基本計画との大きな違いで、先ほど区長から基本構想、基本計画についてのお話がありましたけれども、そういう中では、福祉についてとか環境についていろんな具体的なことを書きます。そうすると市民の関心も非常に高くなって、高齢化対策と少子化対策、どちらが重要か、優先順位はどちらかというふうなことで議論になるんですねけれども、そういうことを決める手続について書くことが多い。そういう意味で、自治基本条例が市民の関心を引きにくいのはここら辺が原因ではないかなというふうに思います。

三鷹で、「高福祉・高環境」ぐらい書いてもいいのではないかという話もありましたが、結局ほとんどそういう政策的な方針のようなものは書かれておりません。

それから、柱となるのは、参加・協働。今いただいた諮問事項に出ている参加・協働というのは柱となるテーマですし、あるいは透明化であるとかですね。透明化というのは、情報の公開もですけれども、情報を積極的に行政が市民に提供していくという意味での透明化。それから、効率性なども、これも柱になっているだろうと思います。

条文の数は通常あまり多くなくて、憲法あるいは国連憲章というのは大体100条を少し超えるぐらいですけれども、多くの場合、基本条例は30条とか、中には二十何条のこともありますし、多くて50条ぐらい、そういう条文の数になっております。

ざっと、自治基本条例はどんなものかということ、そういうので概略イメージをつかんでいただけるのではないかなと思います。

2番目に、自治基本条例の意義と目的、一体何のためにこの自治基本条例をつくるのかということですね。

地方分権改革という運動が、十数年前から始まりました。地方分権推進委員会という諮問会議が1995年にできて6年間活動し、それによって今、第1次分権改革と呼ばれているものが成し遂げられたわけですね。2000年から新しい地方自治法、分権改革一括法が施行され、法律の条文としては史上最大の法律だと言われていて、広辞苑3冊分ぐらいの重さがあり審議した国会議員のどれぐらいが通読されたのかと思うようなものですが、その改革が成就した。一言でその第1次地方分権改革を言いますと、団体自治の拡充がなされたというふうに言われています。

行政の方はよくご存じだと思いますが、機関委任事務と呼ばれている、国が自治体に仕事をさせる制度が、これで廃止になりました。国が地方にやってもらいたいとお願いするのでもなくて、させるという、そういうタイプの仕事が非常に多かったんで

すけれども、市町村レベルで半分ぐらいは機関委任事務と言われました。都道府県レベルになると7～8割とも言われていました。

それが廃止になって、自治事務と法定受託事務というのに分かれました。これは自治体と上位の政府、国とか、市町村の場合は都道府県ということになりますが、その関係での団体自治が拡充したんですが、もう一方の自治であるところの住民自治ですね。外との関係ではなくて、自治体内部で参加・協働による市民自治の実現というのは、この分権改革ではあまり議論されなかったわけですね。

そこで、分権改革に対して、自治体改革というふうな言い方をして、個々の自治体が、数は大分減って1,800ぐらいになりましたけれども、それぞれの自治体の中でどういうふうに運営をより自治的に行っていくか、参加を基調としながら行っていくかということが、2000年以降、課題になってきたわけですね。

そういう意味で、2001年4月のニセコの「まちづくり基本条例」というのは一つのエポック・メイキングのようなものであった。ちょうど逢坂誠二町長という話題の方、今、国会議員をされており、私も学会で何度かお会いしましたけれども、この方が住民自治を充実させる一つの契機として、まちづくり基本条例を提唱され、以後実際に制定され始めたという、これが第1番目の目的ですね。

それから、市民から見ますと、まちづくりの道具の整備という性格があったと言えると思います。

もちろん団体自治が充実する以前から、市民がまちづくりに積極的に関与しようという運動はありました。私も三鷹で70年代から生活しているんですけども、ちょうどそのころから計画づくりが始まって、そういう活発な市民活動がありました。私も、こういう分野を専攻するようになって、よく授業などで聞く市民というのはどんな人かなというふうに思いましたが、本当によくしゃべり、市の職員に挑みかかるような、それから大学の教員なんていうのを相手にして打ち負かすのを趣味にしているような人が多くいらしたんです。この市民がまちづくりにかかわるときの参加の道具というのは必ずしも整備されていないわけですね。

法律のどこを探しても、抽象的に自治の原理については書かれていても、計画策定に参加するというふうな、そういうことは保障されていないわけですね。そこで、参加の権利を保障する、あるいは協働の考え方を明記する、それから、合併でよく行われ、基地問題とか、施設や原発問題などでときどき使われる住民投票についても、これも、憲法に書かれたものとは別な住民投票のあり方というのを明確にしたい市民が出てきます。

それから、透明化。透明化という言葉は簡単なんですけど、きょうはちょっと持ってきましたでしたが、三鷹が計画づくりに参加するときに、市民がどうぞ参加してくださいと言われても、市民は情報がなくては何も言えないわけですね。そこで、この計画づくりの市民参加が始まる時に私が市にお願いしたのは、論点集を出してくれと。役所の中で計画づくりをするときに一体何が論点になっているのか、それを明確にしてほしいと。企画の職員が計画をつくる時には、何か明確な 이슈があって、それについて考えるわけですね。それを市民は知らないわけです。だから、それをぜひ知らせてほしいというので、論点データ集というものを出示してもらいました。これは

いろんな基礎データが入っているんですが、例えば近隣市比較を全部やってもらって、1人当たりの図書館の利用数とかサービスの量とか、都市計画道路の整備率とか、近隣6市ぐらいを引き比べると何が問題かというのが一目瞭然になるのですね。

情報開示請求というよりも、積極的な情報提供をお願いするというふうな透明化のことであるとか、議会の活性化、パブリックコメント。それからいろいろな組織の問題というのはいわゆる内部告発的なもので市民は知ることになりますから、公益通報の問題とか、こういうふうな市民によるまちづくりの道具を、この自治基本条例で明確に制度として確立するということが、その次に言える目的だろうと思います。

それから、まちの個性。これを再確認して、これを発揮する。「らしさ」の創造と申しますか、いろんなまちがこれまでに行ってきたユニークな運動を制度化していくということ、これを自治基本条例を契機により進めることができないかということも、一つの意義・目的として挙げられるだろうと思います。

実は、基本計画と比べると、自治基本条例は個性を出しにくいですね。どこの基本条例を見ても似たような構成になっていて、似たような文言になっていますので、実はそう簡単ではないんですけれども、しかし、基本構想のさらに基本になる手続を明確にすることで、それはまた可能であろうと思われまます。

それから、過去の遺産の継承ということ。今言ったことなんですが、基本計画策定の情報提供、論点データ集という200ページ程度の冊子、こういう工夫は、たまたまそのときの市長がものわかりがよくて、職員にハツパをかけてつくってくれたというふうなものを、次の計画づくりからもうちゃんと定着させて、遺産として継承しようということ、こういう慣行をどういう条文に書くかというのはなかなか工夫が要ったんですけれども、これも一応、三鷹の基本条例の条文に書き込むことにいたしました。

それから、市民のアイデンティティの確認、若菜委員でいらっしゃったですかね、60年も住んでいらっしゃるともうアイデンティティそのものかもしれません。例えば三鷹は、大体1年に2割の住民が入れかわって、理論的には5年で全員が入れかわっているというので、市民が市民意識を本当に持てるかどうか。これはなかなか難しいテーマなんです。この地域に住んでいる誇りを持てるか。

自治基本条例をつくるというのは一種の信託契約、ちょっと難しい言葉ですが、トラストをするという、自治体に市民が信託をすることです。これは、選挙がその代表的な行為になり、自治体は、既にそこにありますけれども、それを改めてこういうものだと、その設立の儀式をやり直すというふうな意味もあるかと思っています。

アメリカでは、自治体というものは設立行為をしてできることになっているんですね。だから、今でもアメリカの国土は自治体のない区域というのが少なからずありまして、道路を走っていると、インコーポレーテッド、何年というのが書いてあります。何年に設立だというわけですね。逆に、道路を走っていきますと、アンインコーポレーテッドという、これから先は自治体がないという、そういうふうなサインがあります。自治体をつくるというのがどういう行為によってできるかということ、チャーター、これ憲章ですね、市の憲章。簡単なものは日本でいろんな市が使っていますけれども、本当に自治基本条例に相当する長い憲章を制定するわけですね。これはその

自治体をつくるときにそれを制定し、その州が、州はステートですから一種の国ですけれども、これを州の法律として、州議会で認めたときに自治体が設立されるわけです。日本ではこういう慣行はありませんが、市民が自分たちのつくった政府であるという、一種の確認の儀式という性格も持ち得るだろうと思います。

三鷹の場合、目的は何だったのだろうかと考えてみると、これは1999年あたりに話題になり、市民が2000年に提案した。提案した限りはその責任は最後まで果たそうというので一種の責任感でもあり、意地のようなものでもあり、その運動の一つの成果としてこれをつくったという経緯があります。

そのメンバーの多くの動機は、先進の自治体とは言われているんですけども、まだまだいろいろ問題があると市民は思っておりまして、行政監視のための一つの契機になるということを考えておりました。

というふうに、自治基本条例の意義・目的というのは単一ではなくて、いろんな角度から考えられるのではないかなというふうに思います。

さて、三鷹の話は既にいろんなところで触れましたけれども、3番目にそれをまとめて、2006年4月1日に施行されたこの条例の場合、だれがどんなふうにこの条例制定に関与したかということをお話ししまして、これから板橋でこの運動を展開していく参考にしていただければというふうに思います。

これを最初に出したのは市民なんですね。実は三鷹の施策は職員提案のものが非常に多いんです。市民自治なのか、本当は職員自治なのかよくわからないというぐらい、70年代から、市長の提案のものももちろんあるんですが、行政提案が多かった。下水道は日本で最初に100%完成したところですし、ゼロ歳児保育の日本での最初の自治体であるとか、緑と水の公園都市プランとか、ジブリ美術館とか、公設民営保育所も三鷹が最初ですね。2001年から、指定管理者制度ができる前から公設民営、半ば違法のような状態でスタートさせたりしたのは、多くがこれは職員提案なんですね。今でも、市長は職員に、何かおもしろい事業はないかというふうにハッパをかけるのが恒例になっているようです。しかし自治基本条例の制度について言うと、これは市民提案だったんです。99年に発足した「三鷹市民プラン21会議」、これは基本計画を策定するための市民の会議で、多いときは400人を超える市民が参加していました。

私も、立ち上げのころからいろいろな形でかかわったんですけども、その第9分科会というところで、これは自治体経営を考える分科会なんですけども、評価をどうするかとか、効率化をどう高めるかというふうなことを議論する中で、自治基本条例というものが構想として出て、ニセコでも準備をしているというふうな議論で、つくったらどうかということになりました。

そこで議論して、市に2001年に提案するんですね。これは市民が長い間をかけて練って、文書にして提案しました。だから、推進主体は市民ということになります。数はそんなに多くないんですけども、この第9分科会というのは、常時出ていたのは十数人ぐらいですね。リストにはもっとたくさんの方がいるんですけども。市の幹部は、2001年に市民からのプロポーザルを受けて、基本計画に「自治基本条例等の検討・制定」という文言を記載することを了承しました。

これには相当すったもんだがありまして、市民が提案したときには、ある部長は私

に、「西尾さん、悪いけど、あれできないと思うよ」という感じだったんですね。計画案に「検討」と書いてそこでおしまいだったんですが、市民がそれでは納得しなかったんですね。というのは、「市民の提案を最大限尊重する」という市長と市民の代表との取り決め文書、パートナーシップ協定にサインをしていましたので、この「制定」というのを書かせたといえますか、これを明記することになったということです。市の幹部も、いつかはこれは取り組まなくちゃいけないということを思ったわけですね。

市民の側では、「自治基本条例をつくる三鷹市民の会」というのを、第9分科会のメンバーを中心に組織しまして、それ以外の分科会からも参加しました。実は今でもまだ生きているんですけども、もうつくったので、今は「自治基本条例三鷹市民の会」と、名前がちょっと変わっています。これが2001年末から勉強会を始めました。市民の検討案というのをいろいろ準備し、前文もトーンを変えたものなどを三つほど、その間に出したんですね。

こういう運動を受けて、前市長の安田養次郎という方が2002年の秋に、これの制定に向けて、まちづくり研究所で研究のための会を立ち上げられました。私はこれにも参加しました。、一つの分科会は「市民協働センター」という施設をつくるためにつくられ、もう一つはこの「まちづくり研究会」という、二つの研究会が立ち上げられました。ちなみに、このまちづくり研究というのは89年ごろからの長い伝統があって、特に私のいる国際基督教大学と浅からぬ関係を続けてきたわけですね。

この安田市長は思いがけず、その翌年の選挙には出馬されませんでした。ちょっと本当に意外だったんですけども、これを受け継がれた清原慶子市長、この方は、上記21会議の代表の一人でしたけれども、この人も非常に制定に向けて意欲を燃やされまして、2003年の春からいろんな研究会、あるいは行政案の検討が進んでくるわけです。

まちづくり研究所第2分科会というところで、私の同僚でありました、別に親戚ではないんですが、西尾勝という地方分権改革の中心人物の方ですが、そこで分科会の研究報告を出して、参加した市民の思いを条例案にしました。

事務局では、それを受けて条例の基礎を、幹部と企画の職員、比較的若い職員が参加しましてこれを行いました。この市の原案が気の毒なほどたたかれました。市民は長い間勉強してきたので、小さい文言にもこだわるわけですね。しかし、私はいつも後で慰めて、「これは職員冥利に尽きるんじゃないか。これだけいろいろ苦労してつくったものを、これだけ関心を持って市民が一字一句読んでくれてコメントしてくれるというのは、めったにないことだ」と。大抵は無視されることが多いですよ、行政でいろんな文章をつくっても。

そういう意味で励ましたりしました。最終的にはこれは当然のことながら、ここに書いてありませんが、議会にかけまして、特別委員会で審議をして、2005年の秋に成立しました。市民からは、公聴会をやるように請願が出されたんですけども、結局これは採択されずに、参考人招致という形で、私も参考人で行きましたけれども、参考人で行ったその日の夕方に特別委員会で原案どおり可決されました。これで成立し、翌2006年4月から施行されたということでございます。

ちょうど時間になりましたので、最後に、自治基本条例は要らないと言われたらどうするかということでも、少しお話ししようかと思います。

そんなもの、要らないんじゃないかと言われてたり、一体、なければ困るのかと言われると、なかなかこれが難しいと思うんです。一言で言うと、なくたって私たちの生活はそれほど困らないんじゃないかと思うんですね。それから、あれば何か劇的に良くなるかという、そういうこともないのではないかなと思います。

行政手続法について、元東大の塩野宏先生が、漢方薬のようで、じわじわ効いてくるという言い方をされましたけれども、漢方薬のようにじわじわ市が少しずつ良くなるというのがその成果ではないかなと思いますが、こんなものが必要なのかというふうに言われたときにどう答えるかというのは、なかなか難しいですね。そのためには、やはりいろんな主体が、三鷹の場合は市民とか、市の職員とか、市長とか、議会の議員さんも含めて、それぞれ何かこれに対する思い入れがあって、意義を感じ、これに託すものがあるって初めてこれができてくるのではないかなというふうに思います。

私も三鷹のこの基本条例にかかわって、ほかの市などで、あるいは区などでこれについての話をすることがありますが、多くの悩みのようなものは、やはりこれの制定に向けた力の弱さみたいなのところがあります。それをどうするかというのも非常に大きなテーマになってくるのではないかなというふうに思います。

ということで、自治基本条例という制度、あまり聞いたこともない方もいらっしゃるかもしれませんが、簡単なイントロダクションのようなお話をさせていただきます。後ほどまた、ご質問があればお受けしたいと思います。

(8) 検討委員会の運営と今後の進め方について

政策企画課長 ありがとうございます。それではここからの進行につきまして、西尾会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

西尾会長 それでは、次第に従いまして進めたいと思いますけれども、この検討委員会の運営と今後の進め方について、初めに資料2、それから資料3について事務局の方から、ご説明いただければと思います。

政策企画課長

- 資料2の説明 -
- 資料3の説明 -

西尾会長 それでは、ただいまの説明にご質問やご意見があれば、ご発言いただきたいと思います。

松岡委員 資料3の第5条の9番目、許可なく写真撮影、録画、録音等をしないことになっていますが、この許可は会長さんがするという理解でよろしいんですか。

西尾会長 この許可のあり方は慣例に従いたいと思うんですが。

政策企画課長 それでは、会長の方からこの会議に諮っていただきまして、それで皆様のご了承を得たうえで決定するという手続きでどうでしょうか。

西尾会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

松崎委員 会議録の公表についてですけれども、私は、それぞれ発言した方の氏名も含めて公表をしていただきたい。要点筆記って、事務的な分量でそれはしょうが

ないかと思うんですけども、できるだけ発言に即して多くの情報を盛り込むような会議録を公表して、区民の皆さんにこの審議会の中身を伝えるような努力もしていただきたいというふうに思います。

佐々木委員 今、松崎委員からお話がありましたけれども、板橋はいろんな審議会とか検討会とか協議会とかという会を持っていまして、いろいろ質疑、だれがどういふ発言をしたかというのが、様々で、今、ほかの委員会は「S」とか「T」とか、いわゆるアルファベットでやっている議事録もあるはずですよ。

ですから、例えば基本条例で個人名をきちっと書いてそれを情報公開するのであれば、少なくともほかの協議会とか審議会もありますので、そちらの方の情報もちょっと提供していただいて、ある程度整合性をとるとか、それから、もし個人名できちっと出すのであれば、やっぱり要点筆記をして、議事録をまとめたときに個人からの了承をきちっともらいませんと、これはやっぱりまずいわけでありますので、その辺はシステムとしてきちっと手続きを踏むということをしていただきたい。もう少しきちっと行政全体の中でどういう対応をしているのか、それを皆さんに示してから、私はきちんと決めた方がよろしいのではないかなというような印象を持ちましたので、それについて、もしご意見があれば出していただきたいと思います。

政策企画課長 私ども、原則的には委員の皆様のお名前も公表していきたいと思っておりますが、もちろん皆様方の合意によりまして、「委員」というような形で公開する場合があります。いずれにいたしましても、議事録を事務局の方で作成していきなり公表するのではなく、事前に皆様方にお送りさせていただいて、ここを直していただきたいとか、そういったご意見を踏まえたくうえで、最終的にまとめて、ホームページでの公表、あるいは区政資料室等に備えつけるような形で公表してまいります。

西尾会長 多分、固有名詞とかはあまり出てこないだろうと思いますし、差し障ることってそんなに出ないテーマではないかなというふうに想像するんですね。私も、原則、名前も含めた公開が、この区のやり方で特殊でなければそれでよろしいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- (異議なし) -

西尾会長 それでは、資料3のとおり、自治基本条例等検討委員会傍聴規程を決定させていただきます。

(9) 今後のスケジュールについて

西尾会長 次に委員会のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

政策企画課長

- 資料4の説明 -

西尾会長 この進め方について、ご意見なりご質問はございますか。

松崎委員 私、率直に言ってこれ何か急ぎ過ぎのような気がするんです。今日これが終わって、次回からもう既に条例の主な項目についてというところまで入ってしまうような書き方であるんですけども、私は、諮問の中にもありましたけれども、

条例制定の必要性も含めて検討するということであるならば、まずはこの委員会で、板橋区が直面している自治に関する問題は何なのか、その辺のところから始めてほしいなと思うんです。

私自身は、幾つかあります。もっと住民参加を保障した方がいい課題であるとか、あるいはもうちょっと自治の、団体自治の方かもしれませんけれども、板橋の自治が足りないがために住民の皆さんがお困りになっている課題というのはいろいろあると思うんですよ。そういった問題について、今、住民自治の問題で板橋区がどういう問題に直面しているのか、まずはちょっと掘り下げていただかないと、条例が必要なのかどうなのかもわからないし、どんな条例項目にしたらいいのかというののもちょっと検討のしようがない。

いろいろ資料を出していただいたけれども、このままでいくと、どこそこの自治体がやっているやつがいいからこれを持ってこようとか、何かそういう、結局、自治だと言っているながら、よそさまのいいところ取りをただけの条例になってしまいはしないかなという懸念もあるので、まずは、今、板橋区が直面している自治にかかわる問題ですね、それをちょっと掘り下げていただきたいというふうに思います。

西尾会長 何か根源的なご質問で、委員の皆さん、いろいろご意見もおありかなと思います、いかがでしょうか。

佐々木委員 私も実はこの資料を送付していただいて読ませていただきまして、まさに条例の有無も含めて検討委員会を設置したのだということなので、端的に言って一番最初に感じたのは、区長は何をやりたいのかなと思ったんです。本当に自治基本条例を区長はやりたいのか、やりたくないのか、それがわからないから委員会にお任せしますよという文章でくれたのか、やっぱりちょっと疑問に思ったし、有無も含めて検討するのであれば、我々は基本条例は必要なかどうか、必要でないのかがどうか、これをまずきちっと定めたいと、必要でないと思っている人がその基本条例をつくるためにいくら議論したってね。最終的につくるかつかからないかわからない、そういうのを含めて最初からどういう議論をしようって言うても、私、かなり厳しいのではないかなと思うんですよね。

ですから、今、松崎委員が言われるようなそういう疑問が出るというのは、私も実は率直に思いました。

したがって、やっぱりまずつくるかつかからないかということをするために、今、板橋にとって、基本構想があって、基本計画があって、そういうものを実現するために今の条例の範囲で果たしてやっていけるのかどうか。それとも、その条例の範囲じゃやっていけないので、その最高規範としての基本条例をつくって、さらに必要な条例をつくり、整合性をとって、基本構想や基本計画できちっと、区民参加のもとに、それからいろいろな情報公開のもとに実現していく、そういう姿をつくろうというのであれば、それはそれで大変意味のあることだなと思うんですが、そこを共通理解を持たないとなかなか厳しいのではないかなという気がいたします。

西尾会長 区民の委員の皆さんも、委員会のスケジュールについて、何かご意見があれば伺いたいと思います。

原田（曠）委員 私も、今言われていることは、結局どこに基本的な意味がある

のか、また、それを本当に問い詰めて考えていくのかということは今言っているんだろうと思うんですけれども、私としては基本的には、自治の基本条例というのはやっぱり区にはあった方がいいと思いますので、ぜひ議論していただきたいなど。

私なんかも区民の一人として、そういう方向性というんですかね、これから、これだけもう大変な時代になってきているんですから、やはりしっかりした板橋区になるためには基本条例が必要だと、自分では思っております。

西尾会長　やはり多くの人々がこれをつくりたいという気持ちがあることは、かなり大事なことだと思うんです。

しかし、正直言って多くの区民は、そんなもの、なくてもいいんじゃないかなというふうな感覚ではないかなと想像するんですね。無関心というのが圧倒的に多いのではないかなと思うんです。やっぱり本当に必要かどうか、そういうことを言うてくださる人は私は必要なんじゃないかなと思っていますので、これからも、本当に必要か、そういう条例なんてなくてもいいんじゃないかとかというふうなことは発言していただきたいです。私としては、区長から諮問を受けた限り、多分、つくりたいと思われているんだろうと想像するんですね。

やっぱり区長がそういう気持ちでおられるというのは非常に大きなものではないかなと思います。

それで、この進め方についてちょっと戻りますと、これは何となく勉強会ふうの側面もありますかね。どうでしょうかね。中身の検討。

政策企画課長　2回から4回とまとめてご説明させていただきましたけれども、いきなりこれを全部最初からやるのかというふうにも受けとめられたかもしれませんが、まず、先ほど松崎委員がおっしゃられたように、板橋区の自治が現状どうなのかという、既存の条例だとか制度とか、参加と協働で何が十分で何が足りないかというような話、これは1番の「参加と協働に関わる板橋区の条例等について」ということを2回目あたりで取り上げますから、その辺あわせてご議論いただけるのかなと思っています。

それから、2番の項目については、いきなり自治基本条例の中身に入るのかというふうな受けとめられたかもしれませんが、ここでは、既につくるという前提で、各項目の細かい規定に何を盛り込もうとかそういう話をするのではなくて、やはり骨格となるところというのは、先ほど会長からもお話があったように前文だとか基本理念、基本原則、あるいは参加と協働の仕組み、それから自治を構成する主体、それから行政運営、こういった、どの条例を見ても柱になっている項目について、それが一般的にどういうものかという、まさしく会長がおっしゃられたような勉強会の側面もあるかなと思っていますので、ここで板橋区に自治基本条例をつくるときに何を盛り込むべきかという話には、即つながらない話になるかなと思っています。

そういうことで、2回・3回・4回の中で、この項目、行ったり来たりする場合もあり得ましようけれども、基本的にはじっくり時間をかけながら検討していきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

松岡委員　先ほど、会長さんの講演の中で、透明化ということで、論点のデータ集を、理事者側から提出を求めて問題を明確化したというような三鷹の例がございま

したので、今、松崎委員が言われたようなことも含めて、大変申しわけないですけども、理事者側でどういうことが論点・争点とされるのかということ、まずたたき台として我々が共通認識を持っていかないと、本当に何なのかなということにはなってくると思うんですよ。

問題意識は多分持たれていると思うんです。ただ、それがどの程度、どうなのかなというのが漠然としていると思うので、この辺は明確に、一つのたたき台として、例えば理事者側の考え方としては、問題点はこういうところにあるのではなからうかという、いい悪いは別にしてもですね。そういうことはどうなんでしょうか。

政策企画課長 問題点という形ではっきりお示しできるかどうかはわかりませんが、少なくとも現状と、課題となっているところでしょうか。そういったものは一通り、既存の条例とか制度とか、そういったものは洗っておかなければいけないかと思っていますし、それを議論の俎上に上らせるというんでしょうか、そういうことは必要なかなと思っております。

西尾会長 やっぱり共通の議論の土台のようなものは、板橋の区政運営の上で一体何が問題なのかみたいなものは、ぜひ私も伺いたいというふうに思いますね。

そこから条例制定がどういう意味を持つのかというふうなことも、見えてくるのではないかなというふうな気がいたします。

原田（晃）委員 先ほどの佐々木委員のおっしゃったようなことももっともだと思うんです。元々お話を伺ったときから僕も思ったことなんですけれども、つくるべきかつからないべきかという議論をすれば、西尾会長のおっしゃるように、つくらなくてそんなに困るものでもないかもしれないわけですよ。しかし、せっかくこういう会議があって、つくった方がいいという区長の意向があると思いますし、条例は今の現状を変え得る力を持っている、可能性を秘めているものだと思うんです。だから、重要なのは、自治力UPであるとか、実現したい方針というものが何であって、それを実現するツールとしてはどういうツールがあると望ましいのかということだと思うんです。

これは想像ですけども、自治力UP推進協議会の報告書を見させていただく限りでは、恐らく自治の基盤が、町会、自治会、地域センター、あそこのコミュニティのあり方をどうするかという話と、それから、多様な主体が地域を支えられるような仕組みというようなことに恐らくなると思うんですけども、今何を課題にしたいのかということをおある程度絞っていけば、おのずと必要なものというのは見えてくると思うんです。

そのために、さっき松岡委員がおっしゃったような論点集というのは大事だと思うんですけども、ただ、私も多治見市というところで総合計画の進行管理をするときに、三鷹市はすごいからまねようなんていう話があって、市役所の人につくってもらったんですけども、あれはつくるのがものすごく大変なんです。多治見市の場合は、公共施設をプロットしたり、地図に視覚化して市民に提案して、下水道はどこまで整備してあるとか、なるべく図面に落とし出すようなことをしたんですけども、そういう課題を議論して、参加とか協働というところをどうパワーアップしていくのかという議論になるのかなと思うんですけども、ちょっと違いますかね。

佐々木委員　私は自治基本条例はつくるべきだという、私は積極派ですからね。非常に積極派だし、私は自治基本条例を制定する、そういうことについてはかなりいろいろ資料も読ませていただいておりますし、いろいろな会にも参加してきました。しかし、区長から有無も含めてなんていう、こういうのをもらうと、何かちょっと私もがっかりしちゃうんですよね。

だからちょっと申し上げたのであって、私は、板橋区として、先ほど申し上げたように自治基本条例を区民参加のもとにやっぱりつくるべきだと。そのためには、いいものをつくろうよということを私は言いたいわけですよ。いいものを。

やっぱり区民の参加とか、それから協働のために、そのためにこういう自治基本条例をつくることによって、さらに地域が行政に参加しやすくなるとか、自治力がアップするとか、また地域の責任だとか、やっぱり役割みたいなものも将来きちっと位置づけていって、つくる必要がある。

しかし、今の持っている条例の中で、いわゆる参加をしなければならないとか、そういう義務、責任を果たしていく、そういったことが今ある条例の中にあるのかどうかとなると、なかなか、それぞれの目的のためにつくられた条例の中には、そこまで具体的に、私は謳っていないと思うんですよ。

そうすると、やはりこういう最高規範をつくって、これからつくる条例の中にはそういう参加とか協働とか、地域の責任だとか役割、そういうものもきちんと謳っていけるわけだから、そういう意味では、やっぱりこの時期には、将来を見据えて自治基本条例をつくって、今ある条例だとか、新しくできる条例にはそういうところを盛り込んでいく。そして、やっぱり市民参加とか自治力UPに結びつけていくということが私は大事だと思っておりますので、そういう方向性の議論をぜひ、次回からは進めさせてもらえればありがたいなと、こう思いますね。

松岡委員　今のご意見に反対するんじゃないくて、ちょっと私も認識不足だったんですが、今会長代理がおっしゃったことは、三鷹市の場合は一般政策の問題点だったんですよ。要するに、下水道の問題だとかいろんな問題、その論点を出した。

私が言いたかったのは、この自治基本条例といいますか、住民参加とかいろんなこういう議論をするうえでの例えば問題点というかな、要するに、なくてもいいんじゃないのと。じゃあなかったらこういうところが困るんじゃないかというところ辺を明確にみんなで認識していないと、じゃあ一般の方々に、今の板橋区の行政に対して、何が今のままでは悪いところがあるんでしょうか、何か問題点があるんでしょうかと、そう思っている方とっていない方とでは差が出てくると思うんですよ。

だから、別に一般の、行政がどうのこうのというんじゃないくて、私が言いたかったのはそういう意味なんです。

西尾会長　そうですね。こういう感じでディスカッションしているところから、いろいろ出てくるのではないかなと想像しますけれども。

安井委員　さっき佐々木委員から、区長の意思がはっきりとしていないというふうな発言がありましたので、諮問している意味というのは、つくりたいという意識はあっても、これは議会で、みんなでつくろうという雰囲気にはまだなっていない問題なんですよ。ですから、必要性の有無も含めてご検討いただきたいという諮問になっ

ていますので、これは、皆さんが、議会としても、この議論の中で、どうしてもこういうものにしていこうという機運が盛り上がれば条例ができる話になりますので、その辺の検討を十分にさせていただいて、単なる区長の意見で通そうということではなくて、みんなで作り上げたものですよというようなものにしていきたいということです。その辺はそういうご理解で進めていただければと思います。

若菜委員　今の議論とも少し関係があるかと思うんですけども、先ほど会長のお話、三鷹市の例について伺ったわけですけども、その中で、条例がなくても別に市民生活は困らない。それから、劇的に市民生活が良くなるわけではなく、漢方薬のように徐々に効いていくものだというふうなお話があったわけなんですけれども、これを制定するに当たって、三鷹市民の方は非常に積極的に取り組まれたというふうにご伺ったわけですか。そうした市民の積極的な取り組み、その原動力は何だったというふうにお感じになられているのかというのが一つと、制定されてもう3年余りが経過しているわけですが、市民への周知度がどの程度なのか、この制定によって、市の政策というか、市民との接点の中でどう変わった部分が出てきているのかどうか、そのあたりをちょっと伺わせていただければと思います。

西尾会長　市民の情熱は何かということですが、言い出したのは本当に2人ぐらいなんです。リストは二十何人いたかもしれませんが、自治体経営というものに関心が高く、多くの方は効率をもっと高められるんじゃないかとか、透明性をもっと高めてほしいとか、それから、評価をきちんとすべきであるとかという数々の意見の中の、その一つだったんです。

しかし、考えてみれば、今我々は、そのとき計画づくりに参加していたんですが、でもその保証はゼロなんです。たまたま、今の市長がそういうことをオープンに、何でも聞きましょうというふうにやっているだけで、次はどうなるかわからないふうなことを議論しているうちに、やっぱりきちんとこういう運動を制度化しておこうという気持ちが徐々に広がったというところですね。

しかし、広がり、正直言ってそんなに広くないんです。この自治基本条例をつくる市民の会、名簿のリストは割と長くなりましたけれども、毎回の集まりというのは20人前後という感じですかね。職員の出入りはなかったです。職員はまちづくり研究会の方で参加したということもあと思っています。

私も今まで、いろんなほかの活動にも加わりましたけれども、コミュニティレベルのこととか、これはやっぱり周知するといいますか、この意義を市民一般に伝えるのは非常に苦労したという感じがあるんです。感覚として遠いテーマだったというのがあって、ほかの自治体でも、これをどんなふうにして盛り上げていったのかというのは、私ももっと知りたいというところがあります。

去年は所沢に行ってこういう話をしましたが、所沢では社会教育ですね、公民館での勉強会でこれをテーマにされていて、なかなかおもしろい仕掛けですね。キーパーソンを生んだグループがあって、それが自治基本条例の動きと社会教育をうまくリンクさせたということでしょうか。先のことですけども、何かそういう仕掛けは考えないと、本当にここでの議論、仮に全員が非常に熱くなっても、それが自然に伝わっていくわけでもないんじゃないかなと思います。

それから、周知について言いますと、ハンドブックをつくりました。100ページ弱ですが条例とそれについての解説など、いろいろ写真も入ったような冊子ですね。今でも、出前レクチャーみたいなことは職員がやっているのではないかなと思いますね。職員には、採用時の宣誓に「自治基本条例を遵守し」というふうな文言があって、という限りはやっぱり目を通していただろうと思います。

何が変わったかという大問題ですね、それを聞かれると。それに伴っていろいろ、パブリックコメント条例とか、制度が整備されたところはあるんですが、それがどう使われているかの問題はあるでしょうね。

それから、住民投票の項目が使われかけたんですが、結局それは投票には至らなかったですね。外郭環状道路についての住民投票の請願が、十分な数、署名が集まりながら、結局それは住民投票には至らなかったんですが、そういう形で使われる契機にはなっています。そういう出来事があって、そのたびに少しずつ理解が浸透していくのかなというふうに思いますね。

正直言って、なかなかこれは容易ではないし、つくるまでも、つくってからも、そういうものではないかなと思いますね。

佐藤委員 私は、この検討委員会ができたということで、恐らくこの条例をつくりたいのだからというふうに思います。私もつくった方がいいんだろーと思いますし。

要は、この委員会で、中間報告、最終報告で、つくりましょうという答申を恐らく出してほしいんだろーというふうに思っています。そのために、この2回、3回、4回というところで細かいことをやっていって、我々委員を納得させる、説得するという作業をしようとしてされているのかなというふうに思っています。

であるなら、やっぱりもうそこは本音でやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。小手先の、ほかのところではこういうふうにやってきて、いいことを言っていますからというんじゃないで、さっき松崎委員が言われたように、今こういう問題点があるので、解決をするためにこの条例をつくりたいんです、基本計画とか自治力UPを実現するためにどうしてもこの条例が必要なんですとか、地域センターの問題とか、各種団体との関係の問題とか、それをやっていくためには、やっぱりこれはどうしても必要なんだというふうな形で我々を説得していただいた方がよりいいのかなというふうに思いますので、本当に何が問題点で、それを解決するためにこれがいいんじゃないのという、この手段として、もう今は基本計画があるので、さらにその上位法をつくらうという話なので、じゃあその基本計画をやるためにどうしてもこの大前提をつくったほうがやりやすいんですという話をしていただいた方が、より本音の話になっていっていいんじゃないかなというふうに思いますので、皆さんと大体同意見です。

西尾会長 実は時間がちょっとやや押しておるんですね。スケジュールはこれですが、中身についてはその都度相談しながらということにし、日程としては次は9月、9、10、11月に開く。基本条例が本当に必要かどうかも含めて、それから、板橋区の区政運営で何が問題なのかということの本音での情報のシェアのようなことも含めて議論するという程度でよろしいでしょうかね。

ぴたっといくかどうかというのは、私も、やってみないとわからないだろうと思

ます。約束の限りではございませんので。予算のこともあるので、回数を倍増することはあり得ないんですけれども、とりあえず、9・10・11月と、フリーディスカッションも含めてというふうに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- (異議なし) -

(10) 参加と協働のまちづくりを進めていくための条例等について

西尾会長 それでは次に、資料5について、事務局からご説明をお願いします。

政策企画課長

- 資料5説明 -

西尾会長 もうあまり時間がなくなりましたけれども、一番最後の5ページ目のところでちょっと言われているように、条例か、それか宣言かという点もあり得るといことですし、それから、議会の基本条例というのをつくる動きもありますし、もうそれを外して、北海道の紹介をされましたように、行政基本条例とか、市政基本条例という形で議会の条項を含まないとか。ニセコも、最初は議会のことを含んでいなかったと思いますね。改正で加えられたと思いますけれども、いろんなそういう考え方はあると思いますね。

だから、「自治基本条例等」という言い方をしているのはそういうことだろうと。いろんな可能性も考えて、審議していくんだらうと思います。

佐藤委員 一つだけ確認をさせていただきたいんですが、2ページで、全国自治体に広がりを見せる条例制定の動きということがここにうたわれていて、ほかがやっているから板橋もやろうということでは全然意味がないと思うので、板橋に本当に必要なかどうかという検討をここではすべきだと思っています。そのあたりについて、この時期に諮問が上がってきたということに関して、他区がやっているからということではないですね。板橋で本当に必要かどうかというところの観点でやっていくということですよ。そういうことを一応確認をさせていただきたいと思います。

政策企画課長 もちろんそのように考えています。

西尾会長 これは、繰り返しいろいろなところで聞かれるんじゃないですかね。今、なぜ板橋でこれが必要なのかというふうな問いはですね。

松村委員 いろいろ皆様のご意見を伺いまして、私もやはり、基本構想の中の整合性を図りながら自治基本条例を求めていくのがいいのではないかなと思っています。

私も、やはり条例は必要ではないかなと。市民の中から、私たちはボランティア等をやってきておりますけれども、やっぱりもう、ただただ地道な活動でやっています。それが何もわからないところで、上の方で決まったものを、下で私たちはただ活動するだけですので、やはりそのところを勉強しながら取り入れていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

吉川委員 感想というか、ちょっとわからない点なんですけれども、区長の諮問は、「参加と協働のまちづくり」とうたっているわけですね。それで、いろんな話の中で、自治基本条例と言っているわけなんですけれども、例えば諮問事項に忠実にいくのであれば、「参加と協働のまちづくりを推進する条例」とかということはどうなんだろうかと。それで、やっぱり自治基本条例になると最高規範であるから、現在の問

題点を出しなさいとか、それをどうしよう、こうしようという話になるのかなというようにも思います。

西尾会長 いろいろなものが出てきていますから、タイトルを考えることで性格が大分おもしろくなってくるかもしれないですね。

原田（晃）委員 私も、吉川委員の意見、そう思います。だから、自治基本条例を考えていく際にコンセプトを詰めていけば、最終的に名称というのはその後で考えていけばいい話だなというふうに僕も思います。

それから、先ほど松村委員がおっしゃったように、まさに現場で活躍している方に関心を持ってもらうことが大事で、三鷹ほどじゃないんですけども、越谷市で1年やったときは、30人の枠で4人学識経験者で、26人が公募だったんですね。つくることは決まっているんだけど、何をどうつくるかは全部任せられて、議事のとり方から全部議論してやったんですけども、都合1年間で延べで百数十回の会議、それも辛かったんですけども、やったんですね。その中で、自治基本条例というのはどういうもので、どんな意味があるのかということのをみんなで探し出して、それを市民の人たちが自らイベントやシンポジウムを開き、説明会をするようなこともやったんですね。

だから、多分大事なのは、やっぱり現場で活躍している人の思いとか、矛盾を感じていることとか、問題点がどうその条文に入るかということがすごく大事だと思うので、多分これは、翌年度はイベントとかワークショップをやると伺っているので、そのときに例えば松村委員の関係する人などに来てもらって、これをどう現場に下ろしていけばいいのかということを考える、むしろそちらの方が、個人的には大事だなというふうに思います。

西尾会長 よろしいでしょうか。いろいろな多様な意見が初回にもかかわらず伺えたという気持ちを持っております。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

政策企画課長 次回以降につきましては、第2回を9月8日に、第3回を10月16日に開催させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（11）閉会

西尾会長 それでは、本日の委員会を閉会いたします。きょうはお忙しいところをどうもありがとうございました。また、どうぞよろしく願いいたします。